

地域再生計画変更申請 新旧対照表

新	旧
<p>2 地域再生計画の作成主体の名称</p> <p>栃木県、<u>栃木市</u></p> <p>3 地域再生計画の区域</p> <p><u>栃木市の区域の一部（大平町）</u></p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p><u>栃木市大平町（以下、町という。）</u>は、栃木県南部に位置し、</p> <p style="text-align: center;">＜途中略＞</p> <p>さらに、観光の面では、観光客が滞留し地域住民とふれあう場が少なく、町内に点在している名所旧跡・観光農園などの観光資源を結ぶ道路やソフトの連携をさらに促進するとともに、<u>栃木市の観光を振興する上</u>でも、</p> <p style="text-align: center;">＜途中略＞</p> <p><u>旧大平町</u>では、中心市街地活性化基本計画を策定し、</p> <p style="text-align: center;">＜途中略＞</p> <p>さらには、中心部から観光資源までのアクセス道として住民と観光客に配慮した<u>市道整備</u>を行うことにより、中心市街地との連携を図る。</p> <p>（目標1）観光ぶどう団地、太平山自然公園の集客率の向上 年間を通しての観光入込客数の5%の増</p> <p>（目標2）施設へのアクセス改善</p> <p><u>市街地</u>からまちづくり交流センターまで3分短縮 近県からまちづくり交流センターまで3分短縮 太平山南山麓地域の渋滞の緩和（通過時間3分短縮）</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の計画</p> <p>多くの観光施設がある太平山南山麓に接続している市道〇-203号線を整備</p>	<p>2 地域再生計画の作成主体の名称</p> <p>栃木県、<u>栃木県下都賀郡大平町</u></p> <p>3 地域再生計画の区域</p> <p><u>栃木県下都賀郡大平町の全域</u></p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p><u>大平町</u>は、栃木県南部に位置し、</p> <p style="text-align: center;">＜途中略＞</p> <p>さらに、観光の面では、観光客が滞留し地域住民とふれあう場が少なく、町内に点在している名所旧跡・観光農園などの観光資源を結ぶ道路やソフトの連携をさらに促進するとともに<u>本町の観光を振興するう</u>えでも、</p> <p style="text-align: center;">＜途中略＞</p> <p><u>本町</u>では、中心市街地活性化基本計画を策定し、</p> <p style="text-align: center;">＜途中略＞</p> <p>さらには、中心部から観光資源までのアクセス道として住民と観光客に配慮した<u>町道整備</u>を行うことにより、中心市街地との連携を図る。</p> <p>（目標1）観光ぶどう団地、太平山自然公園の集客率の向上 年間を通しての観光入込客数の5%の増</p> <p>（目標2）施設へのアクセス改善</p> <p><u>栃木市街地</u>からまちづくり交流センターまで3分短縮 近県からまちづくり交流センターまで3分短縮 太平山南山麓地域の渋滞の緩和（通過時間3分短縮）</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の計画</p> <p>多くの観光施設がある太平山南山麓に接続している町道下町峯町谷線を整備</p>

することにより、シーズンの混雑の緩和と町の中心地へのアクセスの向上を図る。また、市道〇-152号線及び市道〇-431号線は近隣市町とまちづくり交流センターを結ぶ路線であり、中心市街地へのアクセス性の向上を目指し、効率的な道路ネットワークを構築する。

林道下皆川線は、太平山頂より市道〇-197号線を結ぶ路線であり、一年を通して多数の観光客を迎える太平山とのアクセスに重要な路線である。

<途中略>

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

<途中略>

【施設の種類（事業区域）、事業主体】

- ・市町村道（栃木市） 栃木市
- ・林道（栃木市） 栃木県

<途中略>

7 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

栃木市が4に示す地域再生計画の目標について計画終了後に必要な調査を行い、状況把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行う事とする。

することにより、シーズンの混雑の緩和と町の中心地へのアクセスの向上を図る。また、町道大美間中央線及び町道旧県道伯仲線は近隣市町とまちづくり交流センターを結ぶ路線であり、中心市街地へのアクセス性の向上を目指し、効率的な道路ネットワークを構築する。

林道下皆川線は、太平山頂より町道上町立花線を結ぶ路線であり、一年を通して多数の観光客を迎える太平山とのアクセスに重要な路線である。

<途中略>

5-2 法第四章の特別の処置を適用して行う事業

<途中略>

【施設の種類（事業区域）、事業主体】

- ・市町村道（大平町） 大平町
- ・林道（大平町） 栃木県

<途中略>

7 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

大平町が4に示す地域再生計画の目標について計画終了後に必要な調査を行い、状況把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行う事とする。